

北広島市立学校における 働き方改革推進計画(第2期)

令和4年5月
北広島市教育委員会



The Ambitious City

—大志をいだくまち— | OKKAIDO 北広島市

目 次

I これまでの取組の成果と課題	P1~2
II 計画の概要	P3~6
1 計画の目的・取組の方向性	
2 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間	
3 市教委及び学校の役割	
4 取組の検証・改善	
5 保護者や地域住民等への理解促進	
6 学校や教員が担う業務の明確化	
III 計画の具体的な取組	
Action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備	P7~8
(1) 働き方改革手引「Road」の活用	
(2) ICTを活用した業務等の推進 重点	
(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 重点	
(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進	
(5) 校務支援システムの活用促進	
(6) 学校徴収金の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減	
Action2 部活動指導に関わる負担の軽減	P8~9
(1) 部活動休養日等の完全実施	
(2) 複数顧問の効果的な活用	
(3) 部活動指導員の配置等	
(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等	
(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化	
(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進	
Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	P9~10
(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表	
(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進 重点	
(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進 重点	
(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	
(5) 働き方改革に関する研修の実施	
(6) 主幹教諭等の配置の推進等	
Action4 教育委員会による学校サポート体制の充実	P11~13
(1) メンタルヘルス対策の推進等	
(2) 調査業務等の見直し 重点	
(3) 勤務時間等の制度改善 重点	
(4) 適正な勤務時間の設定等	
(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言	
(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
(7) 研修の精選・見直し	
(8) 若手教職員への支援	
(9) 教頭への支援	
(10) 学校行事の精選・見直し	
(11) 学校が作成する計画等の見直し	
(12) 学校の組織運営に関する見直し	
(13) デジタル化への取組等	
学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項	P13

I これまでの取組の成果と課題

北広島市教育委員会(以下、「市教委」という。)では、平成30年12月に「北広島市立学校における働き方改革推進計画」を制定し、これまで必要な見直しを行いながら、北広島市立学校(以下、「学校」という。)の教職員の働き方改革の実現に向けて様々な取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

○ 出退勤管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、市教委では、平成31年4月に学校に出退勤管理システムを導入し、翌月から運用を開始するとともに、教職員の客観的な勤務時間の把握・計測を実施できるようになった。

下表では、令和2年度は令和元年度と比較して時間外在校等時間が減少している。これは、働き方改革の必要性を教職員が理解し、学校として取り組んだことに加え、新型コロナウイルス感染症による長期にわたる臨時休業の影響等も大きかったと捉えている。

また、令和3年度は働き方改革の考え方がさらに浸透してきたと考えているが、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、学びの保障のための教育活動等の実施により、令和2年度と比べて中学校では時間外在校等時間が僅かに増加しているため、引き続き対応が必要である。

【表:教育職員の年間の時間外在校等時間の状況】

学校種別	区分	時間外在校等時間別割合			全教育職員年平均 (月平均)
		360時間以内	360時間超過		
		月平均30時間以内	月平均45時間以内	月平均45時間超過	
小学校	令和元年度	44.1%	35.7%	20.2%	419時間31分 (34時間57分)
	令和2年度	46.8%	35.8%	17.4%	391時間43分 (32時間34分)
	令和3年度	50.0%	32.0%	18.0%	385時間09分 (32時間05分)
中学校	令和元年度	23.3%	26.3%	50.4%	587時間00分 (48時間55分)
	令和2年度	38.2%	25.8%	36.0%	471時間30分 (39時間17分)
	令和3年度	39.1%	21.8%	39.1%	477時間54分 (39時間49分)

○ 各種専門スタッフの配置

市教委では、これまで学校に対し、教職員の業務負担軽減及び業務支援のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、部活動指導員、学校事務補助員、スクールサポートスタッフ、学習指導員の配置・支援を進めてきた。

学校からは、この取組が「教員の負担軽減につながっている」という意見が多く、北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)の専門スタッフ等の予算的な措置を踏まえ、学校のニーズに応じた配置について、今後も検討が必要である。

○ ICT や校務支援システムの導入

市教委では、質の高い学びを支える環境づくりや安心して学ぶことができる学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動等、社会の変化や技術の発展等に応じた教育環境の整備を目的として、学校教育の情報化を推進してきている。各学校では、ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現、校務の情報化や負担軽減等に向けて積極的に取り組んでいる。また、校務支援システムは教職員間、校内等での情報共有に役立っている。

一方、ICT や校務支援システムの活用については個人差も大きいため、今後も引き続き研修の必要があると考える。

令和 4 年度においては 1 人 1 台端末が整い、授業改善及び業務の効率化に向けてより一層効果が期待できるため、重点として取り組むべき内容と捉えている。

○ 学校給食費の公会計化

市教委では、平成 29 年度から学校給食費を公会計化し、徴収・管理業務を学校から市教委に移譲した。また、その他の学校徴収金の公会計化についても実施可能かどうかを検討するため、地域や学校の実情等を踏まえ、調査・研究に努める。

○ 勤務時間外の電話対応における自動音声によるメッセージの導入

市教委では、教職員が授業や事務に専念できる環境をつくるため、令和 2 年度から全ての学校で勤務時間外の電話対応を自動音声によるメッセージにより対応している。これにより、勤務時間外の電話対応がなくなり、より本来の業務を進められる環境が整ったものと考えられる。

○ 勤務時間を意識した働き方の推進

市教委及び学校では、定時退勤日の設定や人事評価の活用等、教職員に勤務時間の意識化を図ってきたが、取組以前から比べるとその効果が多少見られているものの、個人差が大きいことが課題である。時間外在校等時間を縮減するためには、業務改善と教員の意識改革が重要であることから、重点として取り組むべき内容と捉えている。

○ 教員と事務職員との役割の見直し

学校では、教員が本来の業務に集中できるよう事務職員との役割の見直しを進めており、業務の平準化につながっているという成果があったと評価しているが、一部ではまだ成果につながっていない学校もあるため、更に取組を進めていく必要がある。

○ 調査業務等の見直し

市教委では、調査方法や時期等に工夫を凝らしているものの、調査業務等に係る負担が大きく減少したとは言えない状況にあり、引き続き調査時期や方法、量について教職員の負担軽減となるよう検討を進め、重点として取り組むべき内容と捉えている。

○ 学校行事の見直し

学校では教育的効果に留意しつつ、学校行事の精選を図ることによって、教職員の負担軽減につながっていると評価している。新型コロナウイルス感染症の影響により学校行事を中止せざるを得ない状況ではあったが、それをきっかけに従来の学校行事の在り方を見直しが進んでいる。

Ⅱ 計画の概要

1 計画の目的・取組の方向性

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

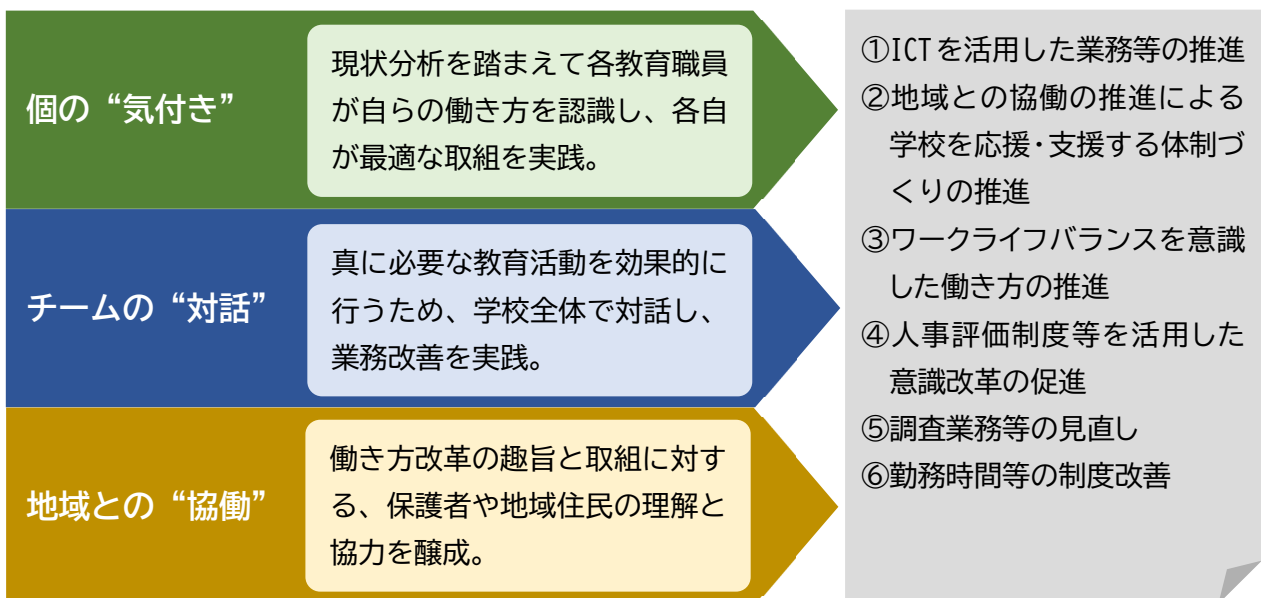
この理念を実現するため、令和3年3月に道教委が第2期として策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』～個の“気付き”とチームの“対話”、地域との“協働”に満ちた学校づくりに向けて～」に準拠し、北広島市立学校における働き方改革推進計画(第2期)(以下、「計画」という。)を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

2 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重視する視点】



※ 重点的に実施する取組は、道教委が別に示す行程表により進捗状況を把握する。

【取組期間】

令和4年度から令和5年度までの2年間とし、道教委、市教委、学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

(1)教職員	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第3項に規定する教職員をいう。								
(2)教育職員	教職員のうち、事務職員を除いた者をいう。								
(3)教員	教職員のうち、校長及び事務職員を除いた者をいう。								
(4)管理職員	教職員のうち、校長及び教頭をいう。								
(5)在校等時間	<p>教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間(正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次の①及び②の時間を加え、③及び④の時間を除く時間とする。</p> <table border="1" data-bbox="550 633 1428 891"> <tr> <td data-bbox="560 633 1134 707">① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 714 1134 745">② 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 752 1134 848">③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 855 1134 887">④ 休憩時間</td> <td></td> </tr> </table>	① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間		② 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間		③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)		④ 休憩時間	
① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間									
② 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間									
③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基づくものとする。)									
④ 休憩時間									
(6)所定の勤務時間	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下、「給特条例」という。)第7条第1項各号に掲げる日(祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間(7時間45分(休憩時間45分を除く))をいう。</p> <p>ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="550 1263 1428 1565"> <tr> <td data-bbox="560 1263 1134 1301">① 1か月の時間外在校等時間</td> <td data-bbox="1142 1263 1428 1301">100時間未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1308 1134 1346">② 1年間の時間外在校等時間</td> <td data-bbox="1142 1308 1428 1346">720時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1352 1134 1413">③ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数</td> <td data-bbox="1142 1352 1428 1413">6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1420 1134 1565">④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間</td> <td data-bbox="1142 1420 1428 1565">80時間</td> </tr> </table>	① 1か月の時間外在校等時間	100時間未満	② 1年間の時間外在校等時間	720時間	③ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数	6月	④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間	80時間
① 1か月の時間外在校等時間	100時間未満								
② 1年間の時間外在校等時間	720時間								
③ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数	6月								
④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間	80時間								

3 市教委及び学校の役割

(1) 市教委の役割

- ① 学校における働き方改革を進めるための計画等や、所管する学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ② 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を支援する。
- ③ 教育長をリーダーとし、学校教育課が中心となって、市教委全体で働き方改革に関する取組を推進するとともに、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ④ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 学校の役割

- ① 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全教職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。
- ② 校長は、アクション・プラン(第2期)に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

4 取組の検証・改善

市教委は、毎年度、各般の取組の検証を行うとともに、取組状況の実態把握に努める。また、取組の検証結果や国及び道教委の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

5 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、市教委においては、道教委、石狩管内市町村教育委員会、北広島市立小中学校教職員の業務のあり方に関する懇話会(以下、「懇話会」という。)及び北広島市 PTA 連合会等の関係団体と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について周知を図る。

6 学校や教員が担う業務の明確化

市教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位をつける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員、地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(平成31年1月25日中央教育審議会答申)より抜粋

Ⅲ 計画の具体的な取組

Action 1

本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の活用

- ・ 市教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての学校で活用するよう促す。
- ・ 市教委は、全ての学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム(働き方改革手引「Road」第3章に掲載)」の設置を検討するよう促す。
- ・ 市教委は、全ての学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用するよう促す。
- ・ 市教委は、学校における働き方改革に関する好事例を収集し、その普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデアの応募を受け付け、蓄積し共有する仕組みの構築を検討する。
- ・ 市教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を進める。

(2) ICT を活用した業務等の推進 **重点**

- ・ 学校は、GIGA スクール構想に伴い導入したグループウェア等の ICT 環境を活用し、次のような校務の効率化の取組を促進する。

- ① アンケートフォームを活用したアンケートの配布、回収及び集計業務の負担軽減
- ② アンケートフォームを活用した小テスト等による、テストの印刷・配布及び採点業務の負担軽減
- ③ クラウドの活用による教材や資料等の共有、ペーパーレス化による印刷・配布の負担軽減
- ④ オンライン会議の促進による移動等の負担軽減
- ⑤ 文部科学省 CBT(MEXCBT)システムの利用(国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題の利用、自動採点)
- ⑥ メール等を利用した保護者連絡による、情報提供の迅速化及びペーパーレス化による印刷・配布の負担軽減

- ・ 市教委は、学校又は児童生徒に実施する調査について、学校の負担軽減を図るため、アンケートフォームを積極的に活用する。
- ・ 市教委は、教職員の移動負担の軽減を図るため、会議のオンライン化について積極的に検討する。
- ・ 市教委は、ICT 環境の充実に努めるとともに、他校や他市町村の事例等を収集・情報提供するなど ICT を活用した校務の効率化の推進について支援する。
- ・ 市教委は、文部科学省や北海道教育委員会等が作成した教材や資料等の活用を促すなどして、教員の授業づくりを支援する。

(参考)

- 文部科学省「学校における ICT 活用について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1421443_00003.htm

(最終アクセス日:2022年5月2日)

- 北海道教育委員会「ICT 活用ポータルサイト」

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/ict-portalsite.html>

(最終アクセス日:2022年5月2日)

- ・ 市教委は、教職員の ICT 活用能力の向上を図るための研修等の充実や、ICT に精通した人材の配置など、学校の ICT 活用推進体制の整備に努める。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 **重点**

- ・ 市教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、広報及び情報提供を行うよう努める。

- ・ 市教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を更に進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。
- (4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置
- ・ 市教委は、各学校の課題に応じて、専門スタッフの配置について検討する。
- (5) 校務支援システムの活用促進
- ・ 市教委は、学校における校務支援システムの活用を促進する。
- (6) 学校徴収金の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減
- ・ 市教委は、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲するなど、学校給食費と同様に必要な環境整備の調査・研究に取り組む。
 - ・ 市教委は、学校徴収金の納入に係る保護者の利便性の向上と収納事務の簡素化に向けた調査・研究に取り組む。

Action 2

部活動指導に関わる負担の軽減

- (1) 部活動休養日等の完全実施
- ・ 市教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
 - ・ 市教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「北広島市の部活動の在り方に関する方針」による。

- (2) 複数顧問の効果的な活用
- ・ 市教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号。以下、「政令」という。))第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、中学校への部活動指導員の配置等を推進するとともに、その効果的な活用を促す。

(4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 市教委は、中体連や中文連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進める。
- ・ 市教委は、各学校に対し、出場する大会等について検討するよう促す。

(5) 学校規模等に応じた部活動数の適正化

- ・ 市教委は、各学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とするよう促す。

(6) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 市教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することについて国や道教委からの取組に係る情報収集に努め、調査・研究に取り組む。
- ・ 市教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との連携、ICT を活用した指導等に関する調査・研究に取り組む。

Action 3

勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 市教委は、学校において平成 31 年4月に導入した「出勤管理システム」を適切に運用し、教育職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表する。
- ・ 市教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・ 学校は、教職員が出張や行事等により学校外において職務に従事している時間について計測・記録することとし、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進 **重点**

- ・ 市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、教職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、実践することができるよう、次の取組を学校に促す。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15 日以上有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 市教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・ 各学校の教職員は、子育て又は介護を行う教職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・ 各学校の管理職員は、女性の活躍推進の観点から、日頃から両立支援における男性教職員の役割について所属教職員への意識啓発に努めるなど、教職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう行動する。

- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象教職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進 **重点**

- ・ 市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全教職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える教職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該教職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 市教委は、各学校に対し、教職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう促す。

① 実施目的

- ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間(年間9日以上)

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)とする。
- ・ 年末年始の休日は、市内統一の学校閉庁日とする。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

④ 保護者への周知

- ・ 道教委や市教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、市教委は、特に新任管理職員に対し、マネジメント能力を養成する研修への参加を促す。
- ・ 市教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、研修等の機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

(6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 市教委は、いじめや不登校等の教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮することのできる組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置に努める。
- ・ 市教委は、国や道の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置するなどして、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図る。

(1) メンタルヘルス対策の推進等

- ・ 市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導等の実施状況について情報共有や意見交換を行う。
- ・ 学校においては、教職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる教職員がいる場合は産業医等に報告する。
- ・ 市教委は、教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けるものとする。
- ・ 市教委は、時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員に対し、医師による面接指導を実施できるような体制の構築を検討する。
- ・ 市教委は、公立学校共済組合北海道支部と連携し、教職員の心身の健康問題についての相談窓口の利用を必要に応じて教職員へ促す。

(2) 調査業務等の見直し **重点**

- ・ 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、他の調査との統合等の精選を図る。
- ・ 市教委は、上記を踏まえた上で、学校を対象として行う調査を実施するに当たっては、WEB 上で回答できる形式で実施するよう努める。
- ・ 市教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

(3) 勤務時間等の制度改善 **重点**

- ・ 市教委では、4週の期間内での変形労働時間制や休憩時間に係る制度改正、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更等、教職員の勤務時間に係る制度改善を行ってきたところであり、これらの制度が有効に活用されるよう、引き続き学校に対する指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、1年単位の変形労働時間制について、道教委、石狩管内市町村教育委員会及び懇話会等と情報共有し、導入に向けて検討する。

(4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、教職員の健康及び福祉を確保するため、各学校に対し、終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- ・ 市教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を検討する。

(7) 研修の精選・見直し

- ・ 市教委は、「北海道教職員研修計画」をもとに、可能な限り道教委の研修との重複を避けるよう実施するとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図る。
- ・ 市教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国や道教委の通知等を踏まえながら精選を検討する。

(8) 若手教職員への支援

- ・ 市教委は、若手教職員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、管理職員に対して若手教職員が各種研修等に参加しやすい環境を作るよう促す。
- ・ 各学校においては、若手教職員が得意とする分野の能力を学校運営に生かすとともに、若手教職員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教職員が孤立することのないよう支援する。

(9) 教頭への支援

- ・ 市教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 主幹教諭等の配置など、学校組織体制の整備に努める。
- ③ 事務職員等との役割分担を図る。
- ④ 教頭に求められる資質能力を明確化した研修への参加を促す。

- ・ 市教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会・教頭会と連携しながら、業務負担の軽減について検討を進める。

(10) 学校行事の精選・見直し

- ・ 市教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を促す。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、当該教科等の授業時数に含めること。

- (11) 学校が作成する計画等の見直し
 - ・ 市教委は、道教委の取組などを参考に、学校が作成する計画等がより効率的に作成され、かつ有効に活用されるものとなるよう支援を行う。
- (12) 学校の組織運営に関する見直し
 - ・ 市教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう支援を行う。
- (13) デジタル化への取組等
 - ・ 市教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 市町村教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に業務を持ち帰ることがないよう努めること。